

## 第 12 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第12回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子  
会議日時 令和6年9月30日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 8名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
3番	金野たか子君	4番	及川 和子君
5番	細谷 知成君	7番	及川 建則君
8番	近江カズ子君	9番	中村 亨 君

### （農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	末崎地域	鈴木のり子君	末崎地域	尾形キヨシ君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 学 君
	日頃市地域	中嶋 敬治君		
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	綾里地域	古内 文人君
	越喜来地域	及川 孝子君		

### 遅刻者（0名）

欠席者（4名） 2番 菊地 久寿君  
6番 鈴木 力男君  
大船渡地区大船渡地域 佐藤 幾子推進委員  
大船渡地区立根地域 金 典夫 推進委員

### 早退者（0名）

### 事務局出席者

局 長	高橋 大介君	局長補佐	佐々木浩久君
係 長	志田 和則君		

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第12回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

立秋が過ぎても暑さが残る中、朝晩は少しずつ涼しさを感じるこの頃です。寒暖の差で体調を崩すこともあると思いますので、健康に留意し、また農業委員会活動に精進してほしいものです。

さて、農地パトロールも残り1カ月となりました。順調に進んでおられますでしょうか。無理のない範囲で活動を終えるようにお願いします。

来月12日、13日は産業まつりが開催されます。事務局と連携しながら順調に準備を進めております。市民の皆様方に農業委員会の存在、農業委員会の見える化活動として行うもので、委員の方々にもご協力のほどお願いしたいと思っております。メインは農地相談でございます。その中で農業者年金の普及、農業新聞購読の普及も行い、椿油の販売も行います。残りのスペースで委員の方々の生産物の販売も行います。農家の方々への声掛けもよろしくお願ひしたいと思っております。少しではございますが、女性委員7名、産業まつりに向けて揃いの半纏を個人負担で作りました。その他に表の左胸に大船渡の椿の里のマーク、裏に農業委員会と印字した半袖のポロシャツを委員会で揃えたいと思っております。農地パトロール、案件の調査、その他の活動にもポロシャツとネームプレートがあれば、帽子を被って腕章をつけるよりは、農業委員会であることの証明にもなりますので、ご報告いたします。総会後にサイズをご記入のうえ、ご提出いただきますようよろしくお願ひします。挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は8名、推進委員は8名であります。欠席の通告があった農業委員は、2番、菊地久寿農業委員、6番、鈴木力男農業委員の2名であります。また、欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第11回総会以降の経過報告です。9月3日、令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に女性農業委員及び推進委員7名が出席しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。10月12日、13日、第42回大船渡市産業まつりに農業委員会ブースを出展いたしますので、農業委員、推進委員及び事務局が対応する予定となっております。10月17日、令和6年度大船渡市戦没者追悼式に中村会長職

務代理者が出席する予定です。10月23日、令和6年度「女性の農業委員会会長・会長職務代理者研修会」に女性農業委員及び推進委員がオンラインで受講する予定です。次回の第13回総会は10月28日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上であります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、4番、及川和子農業委員、5番、細谷知成農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は128㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月20日届出で、8月21日に受理しております。

番号2は同じ所在になるのですが、こちらについては残りの持分をお持ちの方々が放棄して、1番の届出人に譲る案件になります。番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は128㎡。権利を取得した事由は持分放棄。届出及び受理の日付は1番と同様でございます。

続いて、3ページにお進み願います。番号3、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計5,197㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月30日であります。

続いて、番号4、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,350 m<sup>2</sup>。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月30日となっております。なお、3番と4番につきましては、お一人の方からの相続で、お二方に分けて相続になった案件になります。

4ページにお進みます。番号5、登記簿地目は田、畑及び山林、現況地目は畑及び原野となっております。面積は計2,380 m<sup>2</sup>。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月9日となっております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページをお開き願います。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は913 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の建設で、こちらの土地を売買する案件でございました。

転用の理由は、現在住んでいる建物が震災の影響で危険な状態であるため、当該農地に移転して新築したいとのことで、平成27年10月16日付けで5条の許可証を発行したものでございます。

今回の農地転用事業計画の変更の理由ですが、新たに土地を購入して住宅建設を行ったため、住宅建設の計画がなくなり、この土地については現在、砂利敷きの形になっておりますが、本人及び近隣住民の駐車場として利用したいとのことで、現時点でこのような使用状況になっているとのことであり、追認案件として提出するものでございます。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1番(佐藤信君) 議案第1号、農地転用事業計画の変更申請について、申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。

9月22日に申請人より電話で聞き取りをし、その後、現地確認をしました。当初、当該地には震災の影響で危険な状態であるため、自宅を新築し、移転を考え取得しましたが、別な場所に新たな土地を購入したため、当該地には住宅建設を行わないこととなったもので、農地転用事業計画の申請を提出したとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書6ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は256㎡。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の建設で、庭を含めて全面積を使う計画になっております。

転用の理由は、自己の住宅建設のためとしております。

こちらについては、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域の中にあるので、第3種農地となっております。

次に、番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は349㎡。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の建設で、自己居住用の住宅を建設したいとの内容でございます。

こちらにつきましても都市計画区域内にあり第一種低層住居専用地域に該当しておりますので、第3種農地になります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番、及川です。議案第2号1番について調査報告いたします。

9月23日に、現地視察及び譲渡人の代理人に電話にてお話を伺いました。現地はきれいに草刈りをされておりましたが、草刈りは譲渡人ご本人が管理されていたそうです。管理はしていたものの、耕作は長らく行っておらず、今後も行おう予定はないとのことでした。

周辺はほとんど既に宅地となっており、隣接地で耕作されている場所は特にありませんでした。報告は以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙

手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番、及川です。議案第2号2番について調査報告いたします。

9月23日に、現地視察及び譲渡人の代理人に電話にてお話しを伺いました。現地及び周辺は砂利混じりの土地となっております。お話しによると、2年ほど前に近隣で工事が行われた際に有料で貸していたことがあるとのことでした。耕作に関してですが、譲渡人の夫が10年以上前に亡くなっており、少なくとも亡くなられてからは誰も耕作を行っていないとのことでした。今後も耕作は難しく、土地の転用許可を希望するとのことでした。報告は以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第12回総会を閉会いたします。

午後2時22分閉会